

令和 7 年 1 1 月 2 1 日
北 海 道 開 発 局

指名停止措置を行いました

～独占禁止法違反行為～

北海道開発局は、新明和工業株式会社及び極東開発工業株式会社に対し、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、指名停止 2 か月の措置を行いました。
(「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第 2 第 5 号に該当)

公正取引委員会は、新明和工業株式会社及び極東開発工業株式会社が、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 9 月 2 4 日、その事実を公表し、このうち極東開発工業株式会社に対して独占禁止法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町 1 - 1
極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町 2 丁目 5 番 1 1 号

2. 指名停止措置期間：令和 7 年 1 1 月 2 1 日～令和 8 年 1 月 2 0 日（2 か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第 2 第 5 号

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当局の所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第 1 2 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表) 011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 中本 敦浩(内線 5490)

事業振興部 工事管理課 課 長 補 佐 鈴木 千成(内線 5482)

事業振興部 工事管理課 上 席 専 門 官 水野 史朗(内線 5499)

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

